

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置
 - 第 1 節 景観計画の策定等（第 7 条—第 9 条）
 - 第 2 節 行為の規制等（第 10 条—第 15 条）
 - 第 3 節 景観重要建造物等（第 16 条—第 21 条）
- 第 3 章 自主的活動の支援（第 22 条—第 25 条）
- 第 4 章 高山村景観審議会（第 26 条—第 32 条）
- 第 5 章 雑則（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制その他の良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、豊かな自然と歴史に育まれた高山村ならではの良好な景観を保全し育成を進めることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 四季折々の雄大な眺望やホテルなどの生物が存在しうる豊かな自然、扇状地に広がる果樹、田園地帯や先人の営みを通じて根付いた農山村集落の風景、寺院や史跡などに刻まれた長い年月が物語る歴史、周囲の山並みと調和したまち並みなどによって育まれた高山村固有の美しい景観を守り育てるとともに、自然と人が共生し、高山村の風土として今も残る山里の原風景を次代へ継承する。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 法第 7 条第 2 項に規定する建築物をいう。
- (2) 建築等 法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する建築等をいう。
- (3) 公共施設 法第 7 条第 4 項に規定する公共施設をいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外の物で次に掲げるものをいう。

ア 煙突

イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（サに掲げるものを除く。）

ウ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

エ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

オ 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの

カ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設

キ コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

ク 自動車車庫の用途に供する施設

ケ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

コ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

サ 電気供給又は電気通信のための鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの

(5) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。

(村の責務)

第4条 村は、第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然、建造物、樹木、田園及び人々の営み等（以下「景観資源」という。）によって形成される高山村ならでの良好な景観の保全、育成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 村は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、村民の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 村は、建築物の建築等及び公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 村は、村民及び事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、村民及び事業者の良好な景観の形成に資する活動を支援するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、景観資源の保全、育成を通じ、積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、景観資源の保全、育成を通じ、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

(策定の手続)

第8条 村長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(計画提案等)

第9条 村長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の判断をするときは、あらかじめ、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の提案を行ったものは、同項の高山村景観審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

3 法第11条第2項の条例で定める団体は、第22条第1項に規定する景観形成村民団体とする。

第2節 行為の規制等

(届出が必要なその他の行為)

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下この条において「その他の行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更

- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次条第3号において同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第3号において同じ。）その他の物件の堆積
- 2 法第16条第1項の規定によるその他の行為の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。
- (1) 行為の種類
 - (2) 場所
 - (3) 設計又は施行方法
 - (4) 着手予定日及び完了予定日
 - (5) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 その他の行為に係る法第16条第2項の規定による変更の届出が必要な事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（届出を要しない行為）

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の建築等
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (4) 法第16条第1項の届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (5) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定める行為（助言、指導、勧告及び事実の公表）

第12条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

- 2 村長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 3 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

（変更命令等の手続）

第14条 村長は、法第17条第1項又は第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

（行為の着手日の短縮）

第15条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該届出をした者に対し法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

第3節 景観重要建造物等

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続）

第16条 村長は、法第 19 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得るとともに、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 村長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(現状変更の規制の手続)

第17条 村長は、法第 22 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第18条 村長は、法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は法第 26 条若しくは法第 34 条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第19条 村長は、法第 27 条第 2 項又は法第 35 条第 2 項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 第 16 条第 2 項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(助成又は援助)

第20条 村長は、法第 46 条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に対し助言を行い、又は技術的援助若しくは保存に要する経費の助成をすることができる。

(高山村景観資産)

第 21 条 村長は、村の自然、歴史、文化等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、村内の良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認める建造物、樹木、水辺地、史跡、優れた風景を眺望できる地点等を高山村景観資産（以下この条において「景観資産」という。）として指定することができる。

2 村長は、景観資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者の同意を得るとともに、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 村長は、景観資産を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、景観資産の指定の解除について準用する。

5 第 1 項の建造物等の所有者は、当該建造物等について、村内の良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるときは、規則で定めるところにより、村長に対し、景観資産として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物等に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

6 景観資産の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

7 景観資産の外観、形質、その他良好な景観上の特徴等を変更することとなる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、村長に届け出なければならない。

8 村長は、前項の届出があった行為について、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

9 村長は、景観資産の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に対し助言を行い、又は技術的援助若しくは保存に要する経費の助成をすることができる。

第 3 章 自主的活動の支援

(景観形成村民団体の認定)

第 22 条 村長は、一定の区域内において、良好な景観の形成を図ることを目的とする村民が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを景観形成村民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

3 村長は、景観形成村民団体が第 1 項の要件に該当しなくなつたと認めるとき、その他景観形成村民団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

(景観形成住民協定)

第 23 条 村長は、村民又は土地所有者等が良好な景観の形成に関する住民協定を締結した場合において、その内容が地域の良好な景観の形成の推進に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するものとする。

2 村長は、前項の規定により景観形成住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

(助成又は援助)

第 24 条 村長は、第 20 条及び第 21 条第 9 項に定めるもののほか、法第 81 条の規定による景観協定の締結、第 23 条の規定による景観形成住民協定の締結、景観形成村民団体の活動その他の良好な景観の形成に著しく寄与すると認める行為に対し、必要な助言を行い、又は技術的援助若しくはこれらに要する経費の助成をすることができる。

(顕彰)

第 25 条 村長は、優れた景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を顕彰することができる。

2 村長は、優れた景観の形成に貢献していると認める団体等を顕彰することができる。

3 村長は、前 2 項の規定により顕彰しようとするときは、あらかじめ、高山村景観審議会の意見を聴かなければならない。

第 4 章 高山村景観審議会

(設置)

第 26 条 良好な景観の形成に関し、必要な事項を調査及び審議するため、高山村景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 27 条 審議会は、この条例に定めるもののほか、村長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 村長が必要と認める者

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第 32 条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 25 条の規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に長野県景観条例（平成 4 年長野県条例第 22 号）第 32 条第 1 項により認定を受けている景観育成住民協定は高山村景観条例第 23 条第 1 項の規定により認定を受けた景観形成住民協定とみなす。